

県営林造成事業

1. 目的

県有林、県行造林、水源 100 年の森分収育林、全国植樹祭記念分収造林、林業基金分収造林の県営林について適正な森林整備により就労の場を確保しつつ公益的機能の維持増進を図り、健全な森林の造成を目指す。

また、県有林及び県行造林については公益的機能の高度発揮及び将来の伐採収入の確保のため長伐期化を推進し、より価値の高い財産の形成を図る。

2. 県営林管理

県有林管理人による現場巡視、県営林及びその他県営林関係財産の維持管理、県行造林及び各分収林の契約者との契約関連事務等を行う。

3. 県営林造成

県営林の維持造成のため、各種施業を実施するもの。令和 7 年度においては、林業基金分収造林地において保育間伐及び枝打ちを実施した（下表）。

令和 7 年度県営林造成事業

県営林の種類	経営区名	樹種	林齢（年生）	作業種	実施面積（ha）
林業基金分収造林	奥黒河（五條市）	スギ・ヒノキ	27	保育間伐	5.34
	雲ノ原（五條市）	スギ・ヒノキ	26～27	保育間伐	7.08
	才谷（下市町）	スギ・ヒノキ	24	保育間伐	4.70
	坂本二朱山（東吉野村）	スギ・ヒノキ	28	保育間伐	0.33
	谷尻（東吉野村）	スギ・ヒノキ	25	保育間伐	1.74
	滝野Ⅱ（東吉野村）	スギ・ヒノキ	28	保育間伐	0.28
	赤滝（黒滝村）	スギ・ヒノキ	26	保育間伐	4.25
	堂原（黒滝村）	ヒノキ	25	保育間伐	1.30
	川が町（十津川村）	スギ・ヒノキ	27～30	保育間伐	6.26
	梅垣内奥（十津川村）	スギ・ヒノキ	28	保育間伐	4.51
	ナンバ谷（十津川村）	スギ・ヒノキ	26	保育間伐	0.77